

# 家庭ごみ収集日程表

## カレンダーの見方

「資源ごみ」「埋立ごみ」「大型ごみ」「小型及び複雑ごみ」  
「有害ごみ」の収集日欄「第△○曜日」は、その月の  
「△回目の○曜日」ということです。

※ごみの収集日を間違えるとみんなに迷惑がかかります。ごみを持ち出す前に  
収集日をよく確認しましょう。

収集区域	燃やせるごみ	資源ごみ (びん・かん・ペットボ トルなど・布類・紙類)	埋立ごみ	大型ごみ
		資源ごみ(剪定枝) ※奇数月のみ出せます	小型及び複雑ごみ 有害ごみ	
佐方、佐方1～4丁目、城内2～3丁目	毎週 火・金曜日	毎月 第1・3・5 木曜日	毎月 第4木曜日	毎月 第2木曜日
山陽園、城内1丁目(1～5番、6番の一部)	毎週 火・金曜日	毎月 第1・3・5 月曜日	毎月 第4月曜日	毎月 第2月曜日
佐方本町、 桜尾本町(7番の一部、8～10番、12番の一部、 13番の一部、14番)、桜尾1～3丁目	毎週 月・木曜日	毎月 第1・3・5 火曜日	毎月 第4火曜日	毎月 第2火曜日
大東(1～9番、10番の一部(新大東、大東中)、 11～12番)、桜尾本町(1～6番、7番の一部、 12番の一部、13番の一部)、可愛(1～11番)、 天神(4～10番、11番の一部(天神町、港町)、 12～14番)、廿日市1丁目(5番の一部(材木 町)、6番の一部(材木町、廿日市ハイタウン))、 廿日市2丁目(5番、6番の一部、7番の一部 (本町)、8番の一部(本町))、須賀(1～2番、3 番の一部(須賀町)、7番の一部)	毎週 月・木曜日	毎月 第1・3・5 水曜日	毎月 第4水曜日	毎月 第2水曜日
駅前、廿日市1丁目(1～4番、5番の一部 (弘法町))、廿日市2丁目(1～4番、6番の一部、 8番の一部(稻荷町、胡町))、城内1丁目(6 番の一部、7番～)、大東(10番の一部(田尾 下))、天神(1～3番、11番の一部(胡町))	毎週 水・土曜日	毎月 第1・3・5 月曜日	毎月 第4月曜日	毎月 第2月曜日

収集しない日：12月31日、1月1日～3日

※上記以外の祝日は収集します。

※表記が「～の一部」となっている区域の詳細は町内会又は循環型社会推進課(☎0829-30-9133)にお問い合わせください。

収集区域	燃やせるごみ	資源ごみ (びん・かん・ペットボトルなど・布類・紙類)	埋立ごみ	大型ごみ
			資源ごみ(剪定枝) ※奇数月のみ出せませ	小型及び複雑ごみ 有害ごみ
須賀(3番の一部(幸町)、4~5番、9番の一部(幸町))、廿日市1丁目(6番の一部(住吉町)、7~8番)、廿日市2丁目(7番の一部(稻荷町、南町)、8番の一部(稻荷町、本町)、9~10番)	毎週 水・土曜日	毎月 第1・3・5 水曜日	毎月 第4水曜日	毎月 第2水曜日
本町、廿日市2丁目11番、住吉1丁目、住吉2丁目、須賀(6番、7番の一部、8番、9番の一部(住吉町))、可愛12番、新宮2丁目、下平良(小野1班)、平良1丁目、平良2丁目、平良山手、木材港	毎週 水・土曜日	毎月 第1・3・5 金曜日	毎月 第4金曜日	毎月 第2金曜日
新宮1丁目、上平良、下平良1丁目、陽光台1~5丁目、下平良(小野2~4班)、原(後畑を除く)	毎週 水・土曜日	毎月 第2・4・5 火曜日	毎月 第1火曜日	毎月 第3火曜日
串戸1~3丁目	毎週 火・金曜日	毎月 第2・4・5 月曜日	毎月 第1月曜日	毎月 第3月曜日
串戸4~6丁目、宮内、宮内1~4丁目、峰高1丁目、峰高2丁目	毎週 火・金曜日	毎月 第2・4・5 木曜日	毎月 第1木曜日	毎月 第3木曜日
六本松1丁目、六本松2丁目	毎週 火・金曜日	毎月 第2・4・5 水曜日	毎月 第1水曜日	毎月 第3水曜日
地御前1丁目、地御前4丁目(田屋・桃山団地イ組、口組のみ)、地御前5丁目、地御前(田屋)、阿品全域	毎週 月・木曜日	毎月 第2・4・5 金曜日	毎月 第1金曜日	毎月 第3金曜日
地御前2~4丁目(田屋・桃山団地イ組、口組を除く)、地御前北1~3丁目、地御前(鹿の子)	毎週 月・木曜日	毎月 第2・4・5 水曜日	毎月 第1水曜日	毎月 第3水曜日
阿品台1~3丁目	毎週 水・土曜日	毎月 第2・4・5 月曜日	毎月 第1月曜日	毎月 第3月曜日
阿品台4丁目、阿品台西、阿品台山の手	毎週 月・木曜日	毎月 第1・3・5 火曜日	毎月 第2火曜日	毎月 第4火曜日
阿品台5丁目、阿品台東、阿品台北	毎週 水・土曜日	毎月 第1・3・5 金曜日	毎月 第2金曜日	毎月 第4金曜日
宮園全域	毎週 火・金曜日	毎月 第2・4・5 木曜日	毎月 第3木曜日	毎月 第1木曜日
四季が丘全域	毎週 水・土曜日	毎月 第2・4・5 月曜日	毎月 第3月曜日	毎月 第1月曜日

収集しない日：12月31日、1月1日~3日

※上記以外の祝日は収集します。

※表記が「~の一部」となっている区域の詳細は町内会又は循環型社会推進課(☎0829-30-9133)にお問い合わせください。

収集区域	燃やせるごみ	資源ごみ		埋立ごみ 資源ごみ(剪定枝) ※奇数月のみ出せます	大型ごみ	
		びん・かん・ペットボトルなど	布類・紙類		小型及び複雑ごみ	
				有害ごみ		
佐伯地域	浅原全域、津田(須川田、中央、小原、花上、別府)、河津原(中山バス停～玖波分れバス停)	毎週 月・金曜日	毎月 第1・3月曜日	毎週 月・金曜日	毎月 第4月曜日	毎月 第2月曜日
	河津原(中山バス停～玖波分れバス停を除く)、友田(光が丘含む)	毎週 火・金曜日	毎月 第1・3火曜日	毎週 火・金曜日	毎月 第4火曜日	毎月 第2火曜日
	峠(佐伯苑入口～友和橋を除く)、永原(玖島分れ～永原説教場前を除く)、玖島全域	毎週 水・土曜日	毎月 第1・3水曜日	毎週 水・土曜日	毎月 第4水曜日	毎月 第2水曜日
	四和全域、津田(林、河本、郷、内山、岩倉)、友田(友和保育園前)、峠(佐伯苑入口～友和橋)、永原(玖島分れ～永原説教場前)	毎週 月・木曜日	毎月 第1・3木曜日	毎週 月・木曜日	毎月 第4木曜日	毎月 第2木曜日

収集区域	燃やせるごみ	資源ごみ			埋立ごみ 資源ごみ(剪定枝) ※奇数月のみ出せます	大型ごみ	
		びん・かん	ペットボトルなど	布類・紙類		小型及び複雑ごみ	
					有害ごみ		
吉和地域	吉和全域	毎週 月・金曜日	毎月 第1・3月曜日	毎月 第2・4月曜日	毎週 月・金曜日	毎月 第4月曜日	毎月 第2月曜日

収集区域	燃やせるごみ	資源ごみ (びん・かん・ペットボトルなど・布類・紙類)		埋立ごみ 資源ごみ(剪定枝) ※奇数月のみ出せます	大型ごみ
					小型及び複雑ごみ
				有害ごみ	
大野地域	1区	毎週 水・土曜日	毎月 第1・3・5金曜日	毎月 第4金曜日	毎月 第2金曜日
	2区、3区	毎週 月・木曜日	毎月 第1・3・5火曜日	毎月 第2火曜日	毎月 第4火曜日
	4区、5区	毎週 水・土曜日	毎月 第1・3・5木曜日	毎月 第2木曜日	毎月 第4木曜日
	6区、7区、8区	毎週 火・金曜日	毎月 第1・3・5月曜日	毎月 第2月曜日	毎月 第4月曜日
	9区	毎週 月・木曜日	毎月 第1・3・5水曜日	毎月 第2水曜日	毎月 第4水曜日
	10区、11区	毎週 火・土曜日	毎月 第1・3・5金曜日	毎月 第2金曜日	毎月 第4金曜日

※この区かご不明な場合は大野支所環境産業係(☎0829-30-2009)にお問い合わせください。

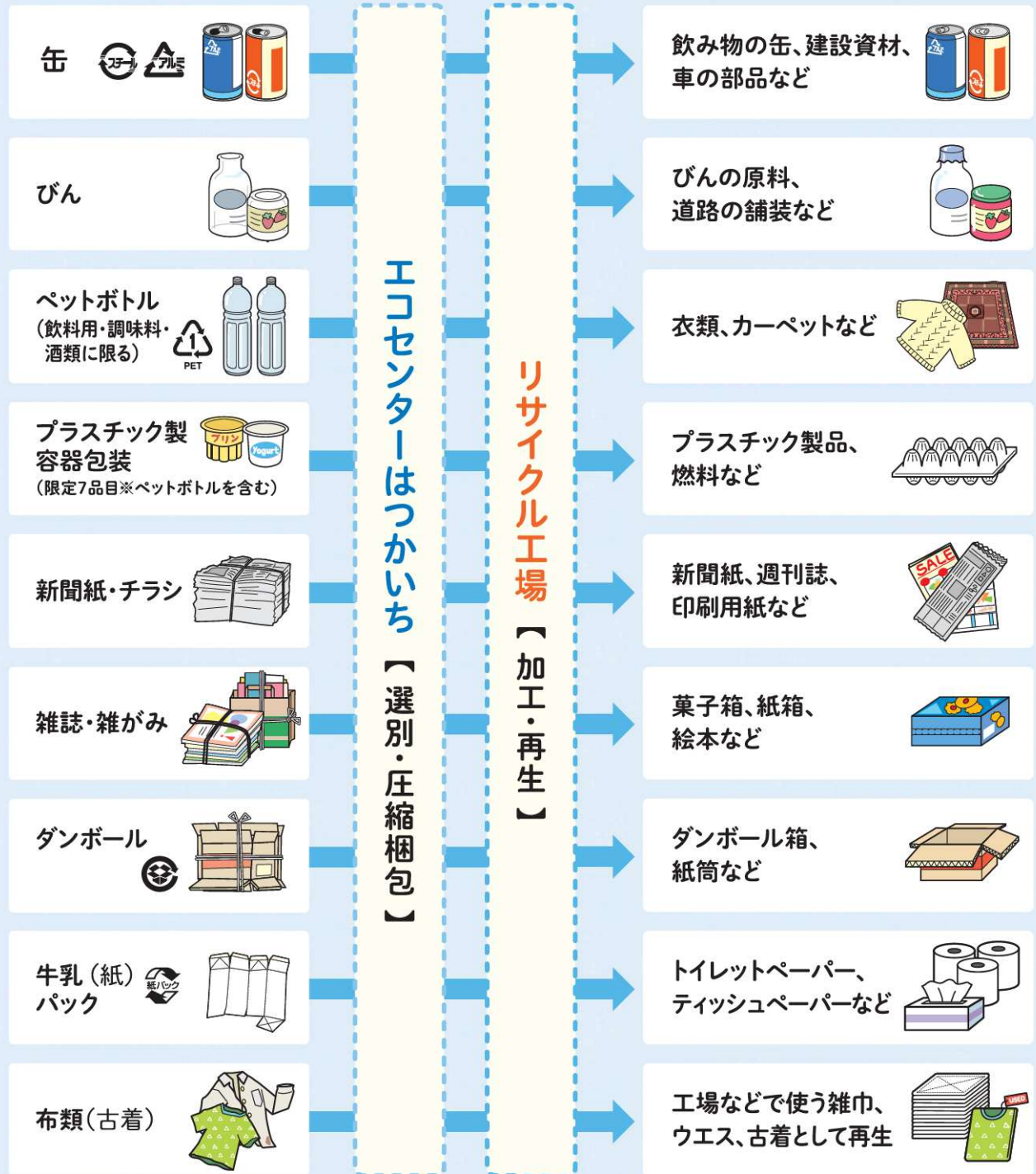
収集区域	燃やせるごみ	資源ごみ (びん・かん・ペットボトルなど・布類・紙類)		埋立ごみ 資源ごみ(剪定枝) ※奇数月のみ出せます	大型ごみ
					小型及び複雑ごみ
				有害ごみ	
宮島地域	宮島全域	毎週 火・金曜日	毎月 第1・3・5水曜日	毎月 第2水曜日	毎月 第4水曜日

収集しない日：12月31日、1月1日～3日

※上記以外の祝日は収集します。

# 資源のゆくえ

資源として回収したものは、リサイクル工場生まれ変わります。



いろいろな **リサイクルマーク**



分別して出された資源は、回収後、リサイクル業者に引き渡し、売却代金や還元金として受け取り、これは貴重な財源となっています。令和4年度は、資源引渡代金**59,320千円**、再資源化還元金**13,651千円**、合計**72,971千円**でした。